

改 正	現 行
(前略) (通学定期乗車券の発売) 第36条 指定学校の学生（第 40 条第 1 項 1 号に規定する学生を除く。）・生徒・児童または幼児が、次の各号の定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を出したときまたは第 170 条第 1 項 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月・3 箇月または 6 箇月有効の通学定期乗車券を発売する。 (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため乗車する場合 (2) 100km 以内の区間を常時、区間および経路を同じくして順路により乗車する場合 (3) 通学証明書の様式は、次のとおりとする。 表 12.5cm 表 備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校のもより駅欄を印刷する。 (2) 通信による教育を行なう学校で面接授業または試験を在籍校所在地と異なる場所で行なう場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業または試験会場とかつこ書きし、当該面接授業または試験会場所在地住所を記入する。 (後略)	(前略) (通学定期乗車券の発売) 第36条 指定学校の学生（第 40 条第 1 項 1 号に規定する学生を除く。）・生徒・児童または幼児が、次の各号の定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を出したときまたは第 170 条第 1 項 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月・3 箇月または 6 箇月有効の通学定期乗車券を発売する。 (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため乗車する場合 (2) 100km 以内の区間を常時、区間および経路を同じくして順路により乗車する場合 (3) 通学証明書の様式は、次のとおりとする。 表 12.5cm 表 備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校のもより駅欄を印刷する。 (2) 通信による教育を行なう学校で面接授業または試験を在籍校所在地と異なる場所で行なう場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業または試験会場とかつこ書きし、当該面接授業または試験会場所在地住所を記入する。 (後略)

附則

この通達は、2024年4月1日から施行する。